

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年11月14日(2013.11.14)

【公開番号】特開2013-13576(P2013-13576A)

【公開日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2011-148639(P2011-148639)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月30日(2013.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

図柄変動ゲームの始動条件を付与する始動口へ入球した遊技球を始動保留球として記憶する記憶手段と、前記始動口への入球時に、当該入球に基づく図柄変動ゲームの演出内容を判定する事前判定手段と、前記事前判定手段の判定結果に基づいて判定対象とした図柄変動ゲームが特定の演出内容である可能性を、通常の演出内容から結果の演出内容に変化させることで当該判定対象とした図柄変動ゲームの実行に先立って事前に示唆する事前演出を行わせる事前演出手段を備えた遊技機において、

前記事前演出を実行させる場合に当該事前演出で前記結果の演出内容に変化させるタイミングを選択する実行タイミング選択手段を備え、

前記事前演出実行手段は、前記事前判定の判定対象とした図柄変動ゲームに先立って実行される図柄変動ゲームから前記事前判定の判定対象とした図柄変動ゲームに亘って前記事前演出を行わせるとともに、前記実行タイミング選択手段が選択するタイミングで前記結果の演出内容に変化させ、

前記実行タイミング選択手段は、前記始動口への入球からの時間を選択し、

前記実行タイミング選択手段が選択可能な時間は、当該実行タイミング選択手段が前記時間を選択する時点における始動保留の記憶数に応じて振分けが異なっていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記実行タイミング選択手段が選択可能な時間は、前記図柄変動ゲームの演出内容に応じて振分けが異なっている請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記図柄変動ゲームの演出内容を特定可能な複数の変動パターンを有し、

前記複数の変動パターンには、第1の変動パターンと、前記第1の変動パターンに比して変動時間が長く、かつ大当たり信頼度が高い第2の変動パターンと、を含み、

前記実行タイミング選択手段が選択可能な時間は、前記第1の変動パターンよりも前記第2の変動パターンの場合に長い時間が選択されやすい請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記事前演出は、前記始動口への入球に伴って前記通常の演出内容から変化した後、該

変化されてからさらに演出内容が変化されることで前記結果の演出内容に変化し得るようにして行われ、

前記実行タイミング選択手段は、前記始動口への入球に伴って前記通常の演出内容から変化されてからさらに前記結果の演出内容に変化させるまでの時間を選択する請求項1～請求項3のうち何れか一項に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するために、請求項1に記載の発明は、図柄変動ゲームの始動条件を付与する始動口へ入球した遊技球を始動保留球として記憶する記憶手段と、前記始動口への入球時に、当該入球に基づく図柄変動ゲームの演出内容を判定する事前判定手段と、前記事前判定手段の判定結果に基づいて判定対象とした図柄変動ゲームが特定の演出内容である可能性を、通常の演出内容から結果の演出内容に変化させることで当該判定対象とした図柄変動ゲームの実行に先立って事前に示唆する事前演出を行わせる事前演出実行手段を備えた遊技機において、前記事前演出を実行させる場合に当該事前演出で前記結果の演出内容に変化させるタイミングを選択する実行タイミング選択手段を備え、前記事前演出実行手段は、前記事前判定の判定対象とした図柄変動ゲームに先立って実行される図柄変動ゲームから前記事前判定の判定対象とした図柄変動ゲームに亘って前記事前演出を行わせるとともに、前記実行タイミング選択手段が選択するタイミングで前記結果の演出内容に変化させ、前記実行タイミング選択手段は、前記始動口への入球からの時間を選択し、前記実行タイミング選択手段が選択可能な時間は、当該実行タイミング選択手段が前記時間を選択する時点における始動保留の記憶数に応じて振分けが異なっていることを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の遊技機において、前記実行タイミング選択手段が選択可能な時間は、前記図柄変動ゲームの演出内容に応じて振分けが異なっていることを要旨とする。

請求項3に記載の発明は、請求項2に記載の遊技機において、前記図柄変動ゲームの演出内容を特定可能な複数の変動パターンを有し、前記複数の変動パターンには、第1の変動パターンと、前記第1の変動パターンに比して変動時間が長く、かつ大当たり信頼度が高い第2の変動パターンと、を含み、前記実行タイミング選択手段が選択可能な時間は、前記第1の変動パターンよりも前記第2の変動パターンの場合に長い時間が選択されやすいことを要旨とする。

請求項4に記載の発明は、請求項1～請求項3のうち何れか一項に記載の遊技機において、前記事前演出は、前記始動口への入球に伴って前記通常の演出内容から変化した後、該変化されてからさらに演出内容が変化されることで前記結果の演出内容に変化し得るようにして行われ、前記実行タイミング選択手段は、前記始動口への入球に伴って前記通常の演出内容から変化されてからさらに前記結果の演出内容に変化させるまでの時間を選択することを要旨とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 6 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 6 2】

次に、上記実施形態及び別例（変形例）から把握できる技術的思想について以下に追記する。

（イ）前記事前演出における前記始動口への入球に伴って前記通常の演出内容から変化する演出内容は、それ以後にさらに演出内容が変化し得る変化可能内容と、それ以後にさらに演出内容が変化し得ない変化不可能内容とを含んで構成された。